

船橋市農業振興計画策定業務仕様書

1. 委託業務名 船橋市農業振興計画策定業務

2. 趣旨・目的

現在の「船橋市農業振興計画」は策定から8年が経過し、農業を取り巻く環境は大きく変化した。これまでの成果と課題を踏まえるとともに、これからの船橋市の農業の更なる振興の為に、新たな指針となる船橋市農業振興計画を策定する。

3. 業務履行期間 契約締結日から令和10年3月31日まで

4. 事業実施場所 市指定場所

5. 業務内容

I. 検証・基礎調査（令和8年度事業）

1. 農業の現状、課題の検討

- (1) 既存データの収集・整理
- (2) 農産物直売所調査
- (3) 現行「船橋市農業振興計画」の成果と課題の検証
- (4) 上位・関連計画との整合
- (5) 振興施策関連文献の調査
- (6) 現状評価と課題抽出

現行計画の成果と課題、生産者・消費者の意向、農業の情勢等を踏まえ現状評価と課題抽出を行う。

2. 生産者、消費者の意向把握

(1) 生産者、消費者へのアンケート調査

- 1) 生産者の情報データから1,500件程度を抽出

※アンケートを実施する際、直売所マップ作成のため、直売所の有無や連絡先、掲載の可否など必要な情報を尋ねること。

- 2) 一般消費者（市民）を地区別に1,000世帯程度を抽出
- 3) 一般消費者（市外住民）1,000人程度に対するWEBアンケートの実施
- 4) 質問項目の作成、発送、回収
- 5) 回答結果の検証及び施策・事業の提案

(2) 生産者、関係団体等へのヒアリング

- 1) 質問項目の作成、関係者から引き出すべき内容の検討及び提案
- 2) 市が指定する関係団体等に意見聴取（10～12先程度）
- 3) ヒアリング結果の検証及び施策・事業の提案

Ⅱ 振興計画策定・直売所マップの作成（令和9年度事業）

1. 船橋市農業の方向性の検討
 - (1) 基礎調査の結果を踏まえた船橋市の農業の方向性の検討
 - (2) 10年後を見据えた具体的な農業振興の目標の設定
2. 施策の検討・決定
 - (1) 基本施策の検討・決定
 - (2) 重点施策の検討・決定
3. 船橋市農業振興計画書の作成
4. 直売所マップの作成
 - (1) 生産者アンケート結果を踏まえた直売所マップの作成
 - (2) 直売所マップのデザイン及び印刷の実施

Ⅲ. 検討委員会への参加

- (1) 令和8年度 船橋市農業振興計画検討委員会（3回開催予定）
- (2) 令和9年度 船橋市農業振興計画検討委員会（3回開催予定）
- (3) 会議資料の提供及び説明
- (4) 会議での検討結果の振興計画への反映

6. 業務の年度区分について

- (1) 令和8年度
 - 1) 基礎調査、アンケート調査、ヒアリング調査報告書の納品とこれらに係る電子データの納品をもって業務の完了とする。
- (2) 令和9年度
 - 1) 船橋市農業振興計画及び同概要版、さらに農産物直売所マップの納品とこれらに係る電子データの納品をもって業務の完了とする。

7. 成果品

- (1) 基礎調査、アンケート調査、ヒアリング調査報告書の作成・印刷
2部
- (2) 船橋市農業振興計画概要版の作成・印刷
2,000部
- (3) 船橋市農業振興計画の作成・印刷
300部
- (4) 農産物直売所マップの作成・印刷
1,000部
- (5) 上記電子データ一式及び検証結果データ一式について DVD-R 等でも納品すること。

8. 注意事項

- (1) この仕様書は事業の提案をするにあたり、最低限の必要事項を掲載している。
この事項を踏まえた上で最良の提案を行うこと。受託候補者の決定の後、プロポーザルでの提案を踏まえ、委託仕様を決定する。
- (2) 受託者は、本業務遂行にあたり、進捗状況その他必要事項について報告すること。また、打ち合わせや会議における議事録を作成し提出すること。
- (3) 市が必要と認めた場合、船橋市役所での出張作業（修正指示にその場で対応し、修正した資料を提出して市の職員からその場で確認を受ける等）を行うこと。
- (4) 本業務に係る印刷物その他の著作権及び業務において作成したデータ結果及び作成過程のデータは、船橋市に帰属する。
- (5) 受託者は、船橋市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。